



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年2月14日火曜日 第2342号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の解散.....	94
一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可.....	94
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....	94
廃川敷地等の発生.....	95
都市計画の変更案の縦覧（5件）.....	96
町営土地改良事業の計画の変更等の同意（4件）.....	96
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	97
建設業者の許可の取消し.....	97
道路の区域変更（県道宿毛城辺線）.....	97
道路の供用開始（"）.....	98
道路の供用開始（県道宇和島城辺線）.....	98
道路の区域変更（県道長浜中村線）.....	98
道路の供用開始（県道長浜中村線）.....	98
道路の区域変更（県道内子河辺野村線）.....	99
道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....	99

公 告

広報紙の印刷及び配布業務の委託.....	99
----------------------	----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	100
政治団体の届出事項の異動の届出.....	100
政治団体の解散の届出.....	101

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、次の

○愛媛県告示第169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年2月14日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日 年月日	届出の日 年月日
パルティ・フジ道後	松山市道後町一丁目1-12	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジほか3者	株式会社フジほか4者	平成22年9月1日外	平成24年1月31日

とおり一部事務組合の解散の届出があった。

平成24年2月14日

愛媛県知事 中村時広

1 組合の名称

大洲地区内子運動公園事務組合

2 組合の事務所の位置

喜多郡内子町内子1515番地

3 組合の解散年月日

平成24年3月31日

○愛媛県告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項本文の規定により、次のとおり内山衛生事務組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成24年2月14日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

内子町小田地域（平成16年12月31日現在における上浮穴郡小田町の区域をいう。）における一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）の設置、管理及び運営に関する事務並びに一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に関する事務の追加

(2) 規約の変更事項

上記の事務の変更事項に係る規定の変更

2 変更年月日

(1) 事務の変更年月日

平成24年4月1日

(2) 規約の変更年月日

平成24年4月1日

3 変更許可年月日

平成24年2月3日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
パルティ・フジ道後	松山市道後町一丁目1-12	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	午前9時	午前7時	平成24年 2月25日	平成24年 1月31日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午後10時	午前0時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午後10時15分まで	午前6時45分から午前0時15分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第171号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 河川の名称

二級河川大曲川水系大曲川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成24年 2月14日

3 廃川敷地等の位置

西条市丹原町池田284番1地先から同市丹原町願連寺523番1地先まで及び同市周布1772番地先

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地（河川管理施設を含む。） 492.32平方メートル

○愛媛県告示第172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画道路 3・2・1 広小路線

2 都市計画を変更する土地の区域

- 追加する部分 なし
- 削除する部分 今治市片原町一丁目の一部

○愛媛県告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画道路 3・3・6 鳥生大浜八町線

2 都市計画を変更する土地の区域

- 追加する部分 なし
- 削除する部分 今治市東鳥生町二丁目、土橋町一丁目、横田町一丁目、及び郷新屋敷町二丁目の各一部

○愛媛県告示第174号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画道路 3・4・18 波止浜中道線

2 都市計画を変更する土地の区域

- 追加する部分 なし
- 削除する部分 今治市内堀二丁目、内堀三丁目、地堀四丁目、及び地堀五丁目の各一部

○愛媛県告示第175号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
今治広域都市計画道路 3・5・27 今治日高線	今治広域都市計画道路 3・4・27 今治日高線

2 都市計画を変更する土地の区域

- 追加する部分 なし
- 削除する部分 今治市小泉三丁目、小泉四丁目、別名、及び高橋の各一部

○愛媛県告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び今治市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画道路 3・5・40 波止浜五番浜線

2 都市計画を変更する土地の区域

- 追加する部分 今治市地堀六丁目、中堀三丁目、中堀四丁目、及び波方町樋口の各一部
- 削除する部分 今治市中堀四丁目、及び波方町樋口の各一部

○愛媛県告示第177号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・河之内地区）の計画変更に平成24年2月1日同意した。

平成24年 2月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第178号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・房代野地区）の計画変更に平成24年2月1日同意した。

平成24年 2月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第179号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・帯石地区）の計画変更に平成24年2月1日同意した。

平成24年 2月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第180号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（農地保全事業・帯石地区）の計画変更に平成24年2月1日同意した。

平成24年 2月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第181号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1

項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・直瀬地区）の施行に平成24年2月1日同意した。

平成24年 2月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第182号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・露峰西ノ川地区）の施行に平成24年2月1日同意した。

平成24年 2月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第183号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、久万高原町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・下畑野川地区）の施行に平成24年2月1日同意した。

平成24年 2月14日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第184号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(特-19)第2707号	平成19年11月16日	(株)新興土木重機	白方 信一	松山市上野町甲282-2	平成24年1月4日	土木事業	建設業の廃止
(般-21)第16625号	平成22年1月20日	フェンス松山	和田より子	松山市馬木町1002-6	平成24年1月23日	とび・土工事業	建設業の廃止
(般-19)第6958号	平成19年11月13日	(株)匠建設工業	安藤 和夫	松山市住吉1-1-1	平成24年1月23日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町岩水1464番 6 から 同町岩水1467番 3 まで	旧	メートル 13.8~33.8	キロメートル 0.041	
			新	14.2~33.8	0.041	

○愛媛県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宿毛城辺線	南宇和郡愛南町岩水1464番 6 から 同町岩水1467番 3 まで	平成24年 2月14日

○愛媛県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町僧都288番 2 から 同町僧都2154番 4 まで	平成24年 2月14日

○愛媛県告示第188号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲837番 2 から 同市柴甲781番 7 まで	旧	メートル 4.0~18.3 及び 10.5~18.3	キロメートル 0.197 及び 0.160	
			新	10.5~18.3	0.160	

○愛媛県告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市柴甲837番 2 から 同市柴甲781番 4 まで	平成24年 2月15日

○愛媛県告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松甲1424番9から 同町重松甲1733番1まで	旧	メートル 4.0～29.0	キロメートル 0.668	
			新	4.0～29.0 及び 9.0～64.6	0.668 及び 0.582	

○愛媛県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	喜多郡内子町重松甲1520番1地先から 同町重松乙536番6まで	平成24年 2月14日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

広報紙の印刷及び配布業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

広報紙の印刷及び新聞折り込み業務、一式

(3) 委託業務の内容等

仕様書による。

(4) 委託期間

契約締結の日から平成25年 3月31日まで

(5) 委託業務に係る成果品の納入場所

仕様書による。

(6) 入札方法

入札金額は、一部当たりの単価とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規

定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の印刷及び新聞折り込み業務の実績を有し、委託業務について、適切に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部管理局広報広聴課広報係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2241

(2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は平成24年 3月26日（月）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。

(3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成24年 3月14日（水）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

(4) 開札の日時及び場所

平成24年 3月26日（月）午後2時

愛媛県庁第二別館5階第7会議室

- (5) 入札書の提出方法
持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。
- 4 その他
 - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
 - (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - ア 確認申請書の受領期限
平成24年 3月14日（水）午後 5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。
 - (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be rendered :
Printing a monthly newsletter and inserting it into newspapers , 1 set
 - (2) Time limit of tender : 2 :00 p .m . , 26 March 2012
(tenders submitted by mail : 10:00 a .m . , 26 March 2012)
 - (3) For further information , please contact : Public Relations Section , Public Relations Division , Administration Subdepartment , Planning and Development Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2241

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。
平成24年 2月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
田中徳博後援会	田 中 和 浩	二 宮 兼 雄	西予市宇和町伊賀上160	平成24年 1月 6日	
愛媛維新の会	横 田 弘 之	兵 頭 竜	松山市枝松五丁目 6 - 48	平成24年 1月11日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。
平成24年 2月14日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
「愛媛の未来を創る会」	主たる事務所の所在地	松山市天山三丁目13 - 15	松山市千舟町五丁目 2 - 3	平成24年 1月 6日	
希望	名 称	希望	愛媛維新の会	平成24年 1月 6日	
	主たる事務所の所在地	松山市天山三丁目13 - 15	松山市千舟町五丁目 2 - 3		
横山博幸後援会「幸縁の会」	主たる事務所の所在地	松山市天山三丁目13 - 15	松山市千舟町五丁目 2 - 3	平成24年 1月 6日	
山内孝二後援会	代 表 者	大北 武	大西 美喜雄	平成24年 1月10日	

自由民主党川内支部	代 表 者	大西 勉	野中 明	平成24年 1月12日	政党の支部
	会 計 責 任 者	細川 秀明	大西 勉		
三宅しげひろ後援会	主たる事務所の所在地	四国中央市下柏町888 - 2	四国中央市下柏町1121	平成24年 1月20日	
自由民主党砥部支部	主たる事務所の所在地	伊予郡砥部町三角181	伊予郡砥部町大南1935	平成24年 1月24日	政党の支部
	代 表 者	土居 英昭	平岡 文男		
	会 計 責 任 者	森永 茂男	井上 洋一		
愛媛県商工連盟連合会西条支部	代 表 者	星加 隆夫	曾我 冬人	平成24年 1月26日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年 2月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
伊 狩 泰 介 後 援 会	伊 狩 泰 介	平成23年12月31日